

## やはばの福祉おつかいサービス事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、矢巾町における高齢者、重度障害者等が安心して地域で暮らすことができるようにするため、日常生活必需品や食料品等の調達を支援することを目的とする。

### (運営)

第2 この事業の運営は、やはば生活支援ネットワーク事業推進協議会（以下「協議会」という。）が行う。

### (対象者)

第3 この事業の対象者は、家族や地域の支援が得られない65歳以上の一人暮らし老人及び高齢者のみの世帯並びに障害者のみの世帯で、公共交通機関を利用して移動することが困難であり、かつ、次の項に該当するもの。

- (1) 自家用四輪自動車を所有していないこと。(所有していても運転が危険なため使用していない場合はこの限りでない。)
- (2) 集合場所まで自力でこられ、車への乗降や荷物の運搬等に援助を必要としないこと。
- (3) 身体障害者にあつては、身体障害者手帳1級及び2級所持者とする。
- (4) 知的障害者にあつては、療育手帳所持者とする。
- (5) 精神障害者にあつては、精神障害者手帳所持者とする。

### (申請及び決定等)

第4 サービスを受けようとする者は、やはばの福祉おつかいサービス利用申請書（様式第1号）を、協議会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出にあたっては、担当民生委員の証明を得た上で提出するものとする。

3 協議会長は、前項の申請を受けた時は、速やかに必要な調査を行い、利用の可否を決定し、やはばの福祉おつかいサービス利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (実施日及び利用時間)

第5 サービスの提供は、利用者ごとに毎月1回とし、実施期日及び時間は、地域ごとに決定する。

(利用料)

第6 サービスの利用にかかる料金は無料とする。

(行程)

第7 この事業によるサービスの行程は、地域ごとに別に定める集合場所から主に矢巾ショッピングセンター駐車場までの往復とし、個人ごとには対応しないものとする。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。